公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程

平成22年４月１日
法人規程第80号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　一般競争入札（第２条―第19条）
第３章　指名競争入札（第20条―25条）
第４章　随意契約（第26条―第28条）
第５章　せり売り（第29条）
第６章　長期継続契約（第30条）
第７章　契約の締結（第31条―第41条）
第８章　契約の履行（第42条―第50条）
第９章　代価の納入及び支払（第51条・第52条）
第10章　雑則（第53条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学会計規則（以下「会計規則」という。）の定めるもののほか、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）の契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　一般競争入札

（一般競争入札参加者の資格）

第２条　会計規則第27条第１項に規定する一般競争入札に加わろうとする者の資格については、金沢市における競争参加資格を得た者を法人における一般競争入札参加者の資格を有する者とする。

２　一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

３　金沢市において一般競争入札参加資格を定めていない業種について一般競争入札に付そうとする場合においては、契約の性質又は目的に応じた合理的な理由に基づき当該競争に参加する者に必要な資格を別途定めることができる。

４　事務局長は、前項の規定に基づき一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を法人のホームページ、掲示板への掲示その他の方法により公示しなければならない。

（一般競争入札の参加者の資格）

第３条　特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
(4) 会計規則第28条第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり教職員の職務の執行を妨げたとき。
(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
(6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(入札の公告)

第４条　事務局長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも５日前に、次に掲げる事項を掲示、インターネットその他の方法により公告するものとする。ただし、特に急を要するため事務局長が必要と認める場合においては、その期日を３日前に短縮することができる。

(1) 入札に付する事項
(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(3) 契約の条項を示す場所
(4) 入札執行の場所及び日時
(5) 契約書の作成の要否
(6) 入札の無効に関する事項
(7) その他入札に関し必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、事務局長は、当該一般競争入札が工事の請負契約に係る入札であるときは、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第６条第１項に規定する期間を設けて、前項各号に掲げる事項を公告するものとする。

(予定価格の決定方法等)

第５条　予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格決定書を封書にし、開札の際これを開札場所に置くものとする。ただし、事務局長が特に認めるときは、予定価格決定書の作成を省略し、当該契約に係る予定価格を記載した文書を開札場所に置くものとする。

２　予定価格には、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給又は使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

３　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期限の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(入札の方法)

第６条　入札者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、これを封筒に入れて、入札執行の日時に指定の場所に提出しなければならない。

２　入札者は、事務局長が特に認めたときは、書留郵便をもって入札書を提出することができる。この場合において、入札者は、当該入札書を封書にするとともに、これを書留郵便用の封筒に入れて、その表面に当該入札書が同封されている旨を表示しなければならない。

３　入札者は、入札書に記載した事項を訂正したときは、訂正印を押さなければならない。ただし金額の訂正はできない。

（入札保証金）

第７条　一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に、見積金額の100分の５以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

２　第12条第３項の再度の入札の場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって、当該再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（入札保証金に代わる担保）

第８条　会計規則第27条第４項により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その担保の価値は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債及び地方債　債券価格の８割に相当する金額

(2) 政府の保証のある債券　債券の価格の8割に相当する金額

(3) 事務局長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払を保証した小切手　小切手金額

(4) 事務局長が確実と認める社債　債券の額面金額の８割に相当する金額

(5) 事務局長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された債権金額

(6) 事務局長が確実と認める金融機関の保証　保証する金額

２　事務局長は、前項第5号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、その債権に係る証書及びその債権に係る債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある文書を提出させなければならない。

３　事務局長は、第１項第６号の金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

（入札保証金の納付の免除）

第９条　事務局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が第２条第１項、第２項及び第３項の規定により定めた資格を有する者で、過去２年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を国（公社、公団及び独立行政法人等を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。以下同じ。）と数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものである場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札に参加しようとする者が国又は地方公共団体であるとき。

(4) 前２号に定めるもののほか、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと事務局長が認めたとき。

（入札保証金の還付）

第10条　入札保証金は、入札の終了後又は第15条第１項の規定による入札の中止後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約の締結後直ちにこれを還付する。

２　落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

３　入札保証金には、利子を付さない。

（入札の代理）

第11条　代理人が入札をしようとする場合は、入札執行前に委任状を提出しなければならない。
２　代理人は、２人以上の入札者を代理することができない。
３　入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
（一般競争入札の開札及び再度入札）
第12条　一般競争入札の開札は、第４条の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない法人の教員又は教職員（以下「教職員」という。）を立ち会わせなければならない。
２　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
３　事務局長は、第１項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第18条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。
（入札の限度）
第13条　前条第３項の再度の入札は、２回を限度とするものとする。
（一般競争入札のくじによる落札者の決定）
第14条　事務局長は、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない教職員にくじを引かせるものとする。
（入札の延期又は中止）
第15条　事務局長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないと認めるときは、入札を延期し、又は中止することができる。
２　前項の規定により入札を延期し、又は中止したときは、直ちにその旨を掲示、インターネットその他の方法により公告するものとする。
（入札の無効）
第16条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 入札に参加する資格のない者がした入札
(2) 入札保証金の納付を要する入札において、納付すべき入札保証金の全部又は一部を納付しない者がした入札
(3) 入札書に記名押印がない入札
(4) 入札金額を訂正した入札
(5) 入札金額その他の入札書に記載された事項について、その内容が確認できない入札
(6) 一の入札に対して、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
(7) 明らかに不正な行為によると認められる入札
(8) 第６条第２項の規定による書留郵便による入札で、入札書が入札執行の日時に指定の場所に到達しなかったもの
(9) その他入札に関する条件に違反した入札
（落札者の決定の通知）
第17条　事務局長は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。
（最低制限価格）

第18条　事務局長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約又は委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

２　前項の規定により設ける最低制限価格は、予定価格の10分の9.5を超えず、かつ、10分の7を下らない範囲内でそのつど定める額とする。

（総合評価一般競争入札）

第19条　事務局長は、会計規則第27条第５項の規定に基づき、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

２　事務局長は、前項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

３　事務局長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

４　事務局長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

５　事務局長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第４条第１項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第２項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

第３章　指名競争入札

（指名競争入札に付することができる場合）

第20条　事務局長は、次に掲げる場合は、一般競争入札に代えて指名競争入札に付することができる。

(1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 契約にかかる予定価格が次の各号に定める契約の種類に応じた額に達しないとき。

ア　工事又は製造の請負　1000万円

イ　前号に定めるもの以外のもの　500万円

（指名基準）

第21条　指名競争入札に参加する者を指名する場合は、第25条の規定に基づき準用する第２条第１項及び第３項の規定に基づき、指名競争入札に参加する資格を有すると決定された者（以下、「入札参加有資格者」という。）の中から、次の各号に定める基準（以下、「指名基準」という。）に基づき決定するものとする。

(1) 契約の履行を確実、かつ円滑にできる体制が確保できると認められる者であること。

(2) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされない恐れがないと認められる者であること。

(3) 当該指名競争入札に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあっては、当該許可又は認可等を受けている者であること。

(4) 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

(5) 当該指名競争入札に付する契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

（指名の特例）

第22条　前条の規定にかかわらず、事務局長が特に必要があると認めた場合は、入札参加有資格者以外の者を指名することができる。

（指名競争入札の参加者の指名）

第23条　事務局長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指名基準により入札に参加する者を３人以上指名するものとする。ただし、3人以上を指名することが困難な場合は、この限りでない。

２　前項の場合において、事務局長は、第４条に規定する期日前に、同条第１項第１号及び第３号から第８号までに掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

（指名停止）

第24条　事務局長は、入札参加有資格者について入札に参加する者としてふさわしくない行為等があると認めた場合又は前条第１項の規定による指名を受けた者が正当な理由がなく入札をしなかった場合は、以後３年の期間内でその者の指名を停止することができる。

（一般競争入札の規定の準用）

第25条　第２条第１項、第３項及び第４項、第３条並びに第５条から第19条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第４章　随意契約

（随意契約によることができる額）

第26条　会計規則第27条第２項に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(2) 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

(3) 競争入札に付すことが不利と認められるとき。

(4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。

(5) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

(6) 落札者が契約を締結しないとき。

(7) 国、地方公共団体、その他公共団体と契約するとき。
(8) 外国で契約するとき。
(9) 契約にかかる予定価格が次の各号に定める契約の種類に応じた額に達しないとき。
ア　工事又は製造の請負　250万円
イ　財産の買入れ　160万円
ウ　前各号に掲げるもの以外のもの　50万円

(予定価格の作成及び決定方法)

第27条　事務局長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第５条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格決定書によらないことができる。
(1) 予定価格が前条第９号に定める契約の種類に応じた額以下のとき。
(2) 災害の発生により緊急に工事を発注し、又は物品を購入する必要があるとき。

(見積書)

第28条　随意契約によろうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。
(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定することがやむを得ないとき。
(2) 災害の発生等により緊急を要するとき。
(3) 第26条第９号に基づく随意契約のうち、予定価格を定めるにあたって３人以上の者から概算価格書及び仕様書等を徴し、そのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者と契約するとき。
(4) 前３号に定めるもののほか、２人以上の者から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する契約は、見積書を徴することを省略することができる。
(1) 法令等に基づいて、取引価格又は料金が定められているものの使用又は購入契約
(2) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入契約
(3) 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入契約
(4) ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業にかかる契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約
(5) あらかじめ料金が決まっている物品、会場等の購入又は賃借等の契約
(6) 契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴取することが困難な契約
(7) 公立大学法人金沢美術工芸大学会計規則（平成22年法人規程第77号）第17条第1項に規定する法人カードをもって支払う予定価格が30万円未満の消耗品等の購入等の契約
(8) 前各号に定めるもののほか、予定価格が10万円未満の契約（物品の売払いの場合を除く。）

第５章　せり売り

(準用)

第29条　第２条、第３条、第４条第１項、第５条、第７条から第11条まで、第15条、第16条第１号、第２号、第７号及び第９号、並びに第17条の規定は、せり売りの場合について準用する。

第６章　長期継続契約

(長期継続契約を締結することができる契約)

第30条　会計規則第28条に基づき、翌年度以降にわたり継続して締結することができる契約は次に掲げる契約とする。

(1) 労働者派遣契約
(2) 事務用機器に関する賃貸借契約
(3) 施設の清掃及び警備に関する委託契約
(4) 施設の設備機器の運転及び保守に関する委託契約
(5) その他長期継続契約によらなければ契約することが著しく困難であると事務局長が認める契約

第７章　契約の締結

（契約の名義者）

第31条　法人が締結する契約書の名義者は、理事長とする。

（契約書の作成等）

第32条　事務局長は、落札者が決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成し、契約を締結するものとする。

２　前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約履行の場所
(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
(3) 監督及び検査
(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
(5) 危険負担
(6) かし担保責任
(7) 契約に関する紛争の解決方法
(8) 契約の解除に関する事項
(9) 契約によって生ずる権利義務の譲渡制限
(10) その他必要な事項

（建設業法に規定する契約）

第33条　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事に関する請負契約を締結しようとするときは、前条第２項の規定によるもののほか、同法第19条の規定によらなければならない。

（契約書の作成を省略することができる場合）

第34条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約書の作成を省略することができる。

(1) 随意契約による工事又は製造の請負契約で、契約金額が130万円を超えないもの
(2) 指名競争入札又は随意契約による物品の購入契約で、契約金額が80万円を超えないもの
(3) 随意契約による前2号に掲げる契約以外の契約で、契約金額が30万円を超えないもの
(4) せり売りによる契約
(5) 物品の売払契約で、買受人が直ちに代金を納付して当該物品を引き取る場合のもの
(6) 随意契約による第1号から第3号までに掲げる契約以外の契約で、事務局長が契約書を作成する必要がないと認めるもの

（請書の提出）

第35条　前条の規定により契約書の作成を省略した場合において、当該契約書の作成の省略に係る契約が次に掲げる契約であるときは、当該契約に必要な事項を記載した請書を提出させるものとする。

(1) 前条第１号に掲げる契約で、契約金額が50万円を超えるもの
(2) 前条第２号に掲げる契約で、契約金額が50万円を超えるもの
(3) 前条第３号に掲げる契約のうち業務の委託契約で、契約金額が10万円を超えるもの
(4) 前条第４号に掲げる契約で、契約金額が10万円を超えるもの
(5) 前条第６号に掲げる契約で、事務局長が請書の提出が必要であると認めるもの

(契約の締結の期間)

第36条　契約の締結の期間は、第17条の規定による落札者の決定の通知をした日から起算して７日以内とする。ただし、建築物等の維持管理業務の委託契約については10日以内と、物品の売払いに関する契約については20日以内とする。

(落札者の権利喪失)

第37条　落札者は、前条の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(契約保証金)

第38条　法人と契約を締結する者(以下「契約予定者」という。)は、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第39条　第８条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合について準用する。

(契約保証金の納付の免除)

第40条　事務局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
(1) 契約予定者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
(2) 契約予定者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
(3) 入札参加有資格者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を国又は地方公共団体と数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、当該契約の締結と同時に売払代金の総額を納入し、かつ、売払物件を引き取り、契約が履行されるとき。
(6) 指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が３００万円未満であり、かつ、契約予定者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(7) 試験、研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約予定者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(8) 特定の者でなければその目的を達成することが困難であると認められる契約を締結する場合において、契約予定者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(9) 契約予定者が国又は地方公共団体であるとき。
(10) 前各号に定めるもののほか、契約予定者が契約を履行しないこととなるおそれがないと事務局長が認めたとき。

(契約保証金の還付)

第41条　契約保証金は、法人と契約を締結した者(以下「契約者」という。)がその義務を履行した場合又は第48条第１項の規定により契約を解除した場合に還付する。ただし、契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

２　契約保証金には、利子を付さない。

第８章　契約の履行

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第42条　会計規則第29条第１項の規定により監督を行う教職員（以下「監督員」という。）又は検査を行う教職員（以下「検査員」という。）は、監督の職務及び検査の職務を兼ねることができない。

（監督員の一般的職務）

第43条　監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。

（検査員の一般的職務）

第44条　検査員は、請負契約についての給付の完了の確認（工事の請負契約にあっては、当該請負契約についての給付の完了の確認及び当該請負契約が適正に履行されていることの確認）をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容（工事の請負契約にあっては、当該給付の内容及び履行状況）について検査をするものとする。

２　検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認をするため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査をするものとする。

３　検査員は、前2項の場合において必要があると認めるときは、分解又は試験をして検査をするものとする。

４　検査員は、前3項の規定による検査の結果、その給付又は履行が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及び処置についての意見を調書に記載して、これを事務局長に提出するものとする。

（履行遅滞の場合の違約金等）

第45条　契約者の責めに帰すべき事由により履行期限内に契約の全部又は一部を履行しないときは、契約の定めるところにより違約金を徴収する。

２　前項の違約金は、遅延日数１日につき契約金額（既に引渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する契約金額相当額として事務局長の認定した額を控除した額）の1000分の１に相当する額とする。

（履行期限の延長）

第46条　契約者の責めに帰すべき事由により履行期限内に契約の全部又は一部を履行することができない場合において、当該履行することができない事由について事務局長がやむを得ないと認めたときに限り、契約者から遅延利息を徴収して契約履行期限を延長することができる。ただし、天災その他避けることのできない事由により事務局長が特に認めたときは、遅延利息を免除することができる。

２　前項の遅延利息の額は、契約金額（既に引渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する契約金額相当額として事務局長の認定した額を控除した額）につき年５パーセントの割合で計算した額とする。

（事務局長の解除権）

第47条　事務局長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約者の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後の相当期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な事由がなくて着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。
(4) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
2　事務局長は、前項の規定により契約を解除したときは、契約の定めるところにより違約金を徴収する。
3　前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する額とする。
4　事務局長は、第2項の規定により違約金を徴収する場合において、契約者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。
5　事務局長は、第2項の規定により徴収した違約金の額が第１項の規定による契約の解除により法人が受けた損害を補てんすることができないときは、契約者からその不足額に相当する額を徴収することができる。
6　第１項の規定により契約を解除した場合において、契約の履行部分で検査に合格したものについては、当該履行部分に対する契約金額相当額を支払うものとする。
（事務局長の解除権）
第48条　事務局長は、契約の履行が完了するまでの間は、前条第１項に規定する場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
2　前条第６項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
3　第1項の規定により契約を解除した場合において、契約者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、契約者と協議して定めるものとする。
(契約解除の通知)
第49条　事務局長は、前２条の規定により契約を解除するときは、その旨を書面をもって契約者に通知するものとする。
2　契約者において前項の規定による書面の受領を拒み、又は契約者の所在が不明のため、同項の規定による通知をすることができないときは、法人のホームページ及び掲示により公告するものとする。
(解除による物件の引取り等)
第50条　事務局長は、契約を解除した場合において、貸与品、支給材料その他の物件があるときはこれを契約者に返還させ、引渡しを受けない物件があるときは契約者と協議して定めた期間内に契約者にこれを引き取らせ、その他原状に復させるものとする。
2　前項の場合において、事務局長は、契約者が正当と認められる事由がなくて所定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、契約者に代わってその物件の処分をすることができる。

第９章　代価の納入及び支払

(代価支払前の検査)
第51条　検査員は、契約の履行により受ける給付の完了後これを検査し、契約者が提出する業務完了届又は事業結果報告書(業務完了届又は事業結果報告書を徴し難いものとして別に定めるものにあっては振替伝票)の余白に検査の年月日及び検査員の氏名を記載し、押印するものとする。
2　契約により物品の購入契約に係る既納部分又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分に対し、完済前に代価の一部を支払う必要があるときは、検査員は、当該契約に係る既済部分について前項に基づくを検査をするものとする。
3　事務局長は、会計規則第29条第２項の規定により教職員以外の者に委託して監督又は検査を行わ

せた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成するものとする。

（部分払）

第52条　事務局長は、既納部分又は既済部分に対し、契約に基づきその完納又は完済前に代金の一部を支払う必要があるときは、物品の購入契約にあってはその既納部分の、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分の代価の10分の9に相当する額以内の額の部分払をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分の代価については、その代価の全額まで支払うことができる。

(1) 性質上可分の物品の購入契約に係る既納部分又は性質上可分の工事若しくは製造その他についての請負契約に係る完済部分

(2) 国又は県の補助の対象事業に該当し、かつ、契約金額の支払が2年度以上にわたる物品の購入契約又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る当該年度末における既済部分

2　前項の規定による部分払の回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、工事の中止その他特別の事由により事務局長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 1000万円以上5000万円未満　１回

(2) 5000万円以上１億円以下　２回

(3) １億円を超えるとき。　事務局長が定める回数

3　前2項の規定による部分払の額は、初回にあっては既納部分又は既済部分について第１項の規定により算定した額(前金払が行われているときは、当該算定した額から当該既納部分又は既済部分の率に対応する前金払の額を控除した額)以内の額とし、２回目以降にあってはそのつど、既納部分又は既済部分について同項の規定により算定した額から既に支払った部分払の額を控除して得た額(前金払が行われているときは、当該控除して得た額から当該既納部分又は既済部分の率に対応する前金払の額を控除した額)以内の額とする。

4　事務局長は、契約の締結後にやむを得ない事由により、契約代金の支払を当該年度と当該年度の翌年度以後とに行う必要が生じるときは、既に締結した契約に規定する部分払のほかに、当該年度の部分払として当該年度末における既納部分又は既済部分に対する部分払をすることができる。この場合における当該部分払の額は、第１項の規定により算定した額から既に支払った部分払の額を控除して得た額(前金払が行われているときは、当該控除して得た額から当該既納部分又は既済部分の率に対応する前金払の額を控除した額)以内の額とし、その額は、当該契約に係る当該年度の予算の額を超えないものとする。

5　事務局長は、第１項及び前項の規定により部分払をしようとするときは、当該部分払を受けようとする者で、事務局長が特に必要があると認めるものに対し、損害保険会社と次に掲げる要件を備える保険契約を締結させ、当該保険契約に係る保険証券を提示させるものとする。

(1) 保険金の額が当該部分払の額以上の額であること。

(2) 保険契約の期間が当該部分払を受けようとする日から完納し、又は完済する日以後の日までであること。

第10章　雑則

（雑則）

第53条　この規程のほか、契約の事務に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年６月 19 日から施行する。